平成２５年（フ）第２２１４号
札幌市清田区清田１条１丁目１番36号　リバージュタナカ502号
債務者　嶋木　康裕
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２１７号
札幌市豊平区平岸４条９丁目４番16号
債務者　久保　浅子
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２４１号
札幌市手稲区前田１条10丁目４番17号　第２コーポタケシン205号
債務者　一戸　　穹
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２６１号
札幌市豊平区平岸１条16丁目８番26号　長原ＭＳ―101号
債務者　立島千鶴子
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２８０号
札幌市豊平区中の島１条２丁目４番６―606号
債務者　井口　裕貴
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２８９号
札幌市清田区平岡８条２丁目１番33号　メイユール平岡202号
債務者　玉木　杏奈（旧姓原）
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２９５号
札幌市北区新琴似10条６丁目４番３号
債務者　渡邊　　茂
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２９６号
札幌市東区北43条東16丁目１番６―201号
債務者　越後　正子
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２９７号
札幌市東区北43条東16丁目１番６―201号
債務者　越後　正成
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３５６号
札幌市東区中沼西２条２丁目４番５号
債務者　根本　佳奈
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２号
稚内市中央４丁目４番28号　コーポ菅原202号室
債務者　高橋あつ子（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２５年（フ）第３７０号
相模原市緑区二本松３丁目９番９号　グリーンハイツⅢ102号室
債務者　矢口　　剛
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４１６号
相模原市中央区田名3259番地
債務者　澤藤　韶洸
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４１８号
神奈川県座間市小松原１丁目16番27―503号　グランパーク南林間
債務者　中嶋　伸幸
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４２０号
相模原市中央区宮下本町１丁目２番19号　グリーンフラワー相模原106
債務者　藤澤　幸子
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４２１号
相模原市緑区寸沢嵐587番地（住民票上の住所）
債務者　堀内　照美（旧姓矢口）
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４２７号
相模原市中央区共和１丁目８番８号　メゾンプレドゥ102
債務者　前後　　宰
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部